

【事損シリーズ.2】 事業損失 ア・ラ・カルト

1) 「事業損失」関連の用語等

いわゆる『事業損失』とは、家屋被害の件ばかりでなく事業の施行によって生じた各種の損害・不利益のことを指しており、一般補償の対象である損失（『収用損失』と称される場合がある。）とは別の体系で扱われます。なお、公共事業の影響による近隣土地の価格下落のような『起業損失』の一形態であるとも言われています。

この場合の『起業損失』とは残地等について考えれば判然としてきますが、「残地補償」「隣接土地に関する工事費の補償」等については、土地収用法等との関係もあって損失補償の範囲として一般補償基準において規定化されているわけです。なお、これらの補償は対象が事業認定を受けた起業地外であり、補償対象者も直接的権利者でないので『その他の措置』として位置付けされている点を認識すると、補償の体系が判然としてきます。

事業損失の種類のなかでも、被害が最も多く発生するのが造成工事等による地盤変動とか工事振動による建築物等に対する損傷又は影響被害ですが、この形態については特に『工事損害（工損）』と称することが多いようです。又、『工事損失』と表現される場合があるようですが、これは事業損失の一形態として補償処理する場合の用語としては適確である、と考えられます。

2) 「損害賠償」との関連性

そうであれば、事業自体が想定している損失に対する適法な損失補償とは別の、いわゆる『損害賠償』なのかという法的責任に関する疑問点が湧出してきます。しかし、公共事業に起因する「事業損失」については、必ずしも明確に私法上の損害賠償とは位置付けられない側面があります。

つまり、法上の損害賠償事案では「違法行為」（例えば、民法第 709 条以下の不法行為に基づく損害賠償、民法 415 条以下の債務不履行による損害賠償等）の存在が法的要件となりますが、その違法行為に“故意又は過失”があり、かつ結果について“相当の因果関係”にあることを要因としていますので、公共事業の施行で被害が生じたとしても、ストレートに「違法行為」によるとは言い難いところであると考えられます。

①公共事業としての特殊性

事業損失補償には“将来認められるかもしれない賠償請求等のことを考慮し、かつ緊急な措置を必要とするものであることを考慮して、予め、おぎなう・つぐなう”という一面があり、一方、加害性が認められる場合の賠償の前渡しの性格という部分もありますが、必ずしも民事法上の『損害賠償』ということではないと考えられます。

このことは、それぞれの事業法に基づき実施される公共事業そのものが“公権力の行使”であるとされていますので、民事事件として争うにしてもその要件を構成しにくい、と云われているようです。

なお、事業損失の発生を防ぐため、工事施工に際して技術・工法等に配慮するといっても、公共事業としての事業期間の問題とか経済効果等を度外視することは出来ない訳で、難しい問題点が内在していると言えます。

②民事事件における「損害賠償」の要件等

民法上の損害賠償とは、「違法行為」を要件とする法理に依っていますが、因みに違法行為とは

イ、不法行為（故意、過失を要件とする…物品の毀損、車の事故 例）

ロ、債務不履行（履行遅滞、履行不能、不完全履行等…契約トラブル等）

が判りやすい事例といわれます。

なお損害賠償には、その他特定の契約に基づく賠償（損害保証契約等）とか、或いは、個別の違法性が少ない場合であっても、近時の社会的課題となっている“無過失責任”のように、社会全体での公平の原則理論によって賠償を求められる事もあり、損害とその賠償に関してはなかなか難しい点がありそうです。

3) 事業損失の形態

現在、事業損失の類型として、通達及び国交省監修の各種解説等においても次の種別に整理されている。この分類項目には原因・結果と現象とが混在しているようですが、対応方針等の区分、事務的な整理等には適している形態分類と思われるので、部分的に私見を交えて紹介します。なお、社会構造全体が変化してきているので、新たなパターンの影響被害が生じてくる可能性もあります。

1. 水枯渇 … 生活水・農業用水等への影響
2. 水汚濁 … 漁業・釣り堀等の被害、生活水に対する影響
3. 工事振動 … 建物損傷、病人への影響、精密機械の障害
4. 工事騒音 … 病人等への影響、養鶏業等への被害
5. 交通騒音 … 学校・研究所・病院等への影響
6. 地盤変動 … 建物・工作物等損傷被害、地下水への影響、将来不安
7. 電波障害 … TV等の受信不良、電波中継局への影響
8. 日照阻害 … 権利の侵害、作物等の生育不良
9. 通風阻害 … 作物等の生育不良、果樹等の収益減
10. その他
 - ・ 温泉源泉の水位・水量低下
 - ・ 土砂流出による浄水場の濾過機能の低下

・堰工事による塩分地下浸透
等と解説されています。

・その他の 類型分類が馴染まない形態の損害・不利益 等

【ここで一服、スモーキングタイム；順列等の記憶法について】

■ 事業損失の形態、分類 10 種

<u>スイ・スイ</u>	<u>コウ・コウ</u>	<u>コウ・チ・デン</u>	<u>ニツ・ツウ</u>	ソノタ
水 水	工 工	交 地 電	日 通	
枯渴 汚濁	事振動 事騒音	通騒音 盤変動 波障害	照障害 風障害	その他

◎ 徳川 15 代歴代将軍名(古今の名作と云われています。)

1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	13.	14.	15.		
甲	州	高	校、	良	き	先	生、	始	終	小	さい、	検	定	模	擬	
家	秀	家	家	綱	家	家	吉	家	家	家	家	家	家	家	慶	
康	忠	光	綱	吉	宣	継	宗	重	治	斉	慶	定	茂	喜		
					の	ぶ			は	る	な	り	よ	し	も	ち

【《筆者の当て込み》 操 縦 自 在 な】

4) 工事損害 (損失) の補償処理

事業損失の内の一形態である工事を原因とする損失・損害、不利益等については特に『工事損害 (或いは工 事損失)』と称されていますが、発生件数の多い「工事振動」「地盤変動」に関する補償処理の対応フロー (イメージ) を私流に整理しましたので、同時掲載の図表ライブラリ【工事損害 (損失) の補償処理】をご参照下さい。

以 上